

徳島県告示第四百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス津乃峰店

阿南市津乃峰町長浜四四六番一八ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第二百二十一号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により阿南市から聴取した意見の概要

1 歩行者の通行の利便の確保等

道路法（昭和二十七年法律第八十号）を遵守すること。

車両の通行、荷さばき等の業務等に関して交通安全に十分留意すること。

2 騒音の発生に係る事項

環境関係法令を遵守し、第三者からの苦情があつた場合には、責任を持ってその解決に当たること。

3 街並みづくり等への配慮等

都市計画法関係法令を遵守すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び阿南市産業部商工戦略課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月二十九日から同年九月二十九日まで